

川西市障がい者自立支援協議会設置要綱（改正後全文）

平成 2 5 年 3 月 1 日

川西市告示第 1 8 号

（設置及び目的）

第 1 条 障害者及び障害児が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、中立かつ公平な相談事業の実施、地域の関係機関の連携強化及び社会資源の開発、改善等を推進するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 8 9 条の 3 第 1 項の規定に基づき、川西市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

相談支援事業の運営に関すること。

困難事例への対応のあり方に関すること。

地域の関係機関によるネットワークに関すること。

地域に必要な社会資源の開発及び改善に関すること。

前各号に掲げる事項のほか、地域の障害者福祉に関すること。

（構成）

第 3 条 協議会は、川西市職員並びに別表に掲げる団体及び機関等から選出された者及び市長が特に必要と認める者（以下、「構成員」という。）をもって構成する。

2 市長は、構成員のうち必要と認める者を、任期を定め、常任委員として委嘱又は任命することができる。

3 協議会が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（会長及び副会長）

第 4 条 協議会に会長及び副会長 1 名を置く。

2 会長及び副会長は、構成員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 5 条 協議会は、必要に応じて会長が招集するものとする。

(運営会議)

第 6 条 協議会は、協議会を円滑に運営するため、運営会議を置く。

2 運営会議は、会長が指名する者をもって構成する。

(部会の設置)

第 7 条 協議会に、必要に応じて、分野別の部会を設けることができる。

2 前項に定める部会の設置その他部会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとする。

(秘密の保持)

第 8 条 協議会における個人情報の共有は、障害者及び障害児への適切な支援等を図るためのものであり、構成員は、正当な理由なく、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。ただし、市長は、業務の全部又は一部を市長が適切に実施できると認める事業者に委託して実施することができる。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行の日以後、最初に開かれる協議会は、第 6 条の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則 (平成 25 年 7 月 1 日川西市告示第 84 号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 29 年 8 月 1 日川西市告示第 105 号)

この告示は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

付 則（平成 3 0 年 4 月 1 日川西市告示第 6 6 号の 7 ）

この告示は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 5 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 2 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 5 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

社会福祉法人川西市社会福祉協議会
川西市民生委員児童委員協議会連合会
川西市障害者団体連合会
特定非営利活動法人川西市手をつなぐ育成会（地域生活支援拠点）
伊丹公共職業安定所
兵庫県阪神北県民局伊丹健康福祉事務所
兵庫県立川西カリヨンの丘特別支援学校
阪神北圏域障害者等相談支援コーディネーター
兵庫県介護支援専門員協会川西支部
川西市心身障害者総合福祉センター
川西市障がい者基幹相談支援センター
ハピネス川西相談支援事業所
アソシア・ソーシャルサポート川西
プラスワンケアサポート株式会社
川西さくら園（児童発達支援センター）